

第4章 第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画

1 国の基本指針の概要

【趣 旨】

【障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針】

この指針は、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨等を踏まえ、障害者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の目標を設定するとともに、令和3年度から令和5年度までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の作成又は変更に当たって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

【基本的理念】

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画等を作成することが必要である。

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保
- 7 障害者の社会参加を支える取組

2 基本目標・成果目標

(1) 基本目標

障がいのある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、次の6つの考え方をもとに、必要な障がい福祉サービスや障がい児通所支援等の見込量等を設定し、地域において適切なサービスを提供できる体制の整備に計画的に取り組みます。

① どこでも必要な訪問系サービスが受けられるようにします

障がいのある人が地域で生活していくことができるよう、必要な訪問系サービスが利用できるようにします。

② 希望する人が日中活動系サービスを受けられるようにします

一般就労を目的とした訓練や生活介護など、障がいのある人一人ひとりのニーズに応じ、日中活動系サービスが利用できるようにします。

③ グループホーム等の充実を図り、施設入所等から地域生活への移行を推進します

地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の充実や民間住宅等の活用を図るとともに、日常の生活能力の向上のための自立訓練事業等の推進や地域における理解の促進を図るなどして、障がい者支援施設の入所や精神科病院の入院から地域生活への移行を進めます。

④ 福祉施設から一般就労への移行を推進します

福祉施設を出て、企業などで働くことを希望している人が、就労移行支援事業や障害者就業・生活支援センター等を活用することにより、一般就労できるよう就労支援策の充実を図ります。

⑤ 障がいのある人が安心して暮らしていける支援システムづくりを進めます

障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、津島市障がい者総合支援協議会を核とした相談支援体制の充実とともに、支援に携わる人材の育成など、行政、事業者、企業、学校とその他関係機関・団体との連携・協力によって地域全体で支えるシステムづくりを推進します。

⑥ 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援を推進します

障がいのある子どもの健やかな育成を支援するため、身近な地域で支援できるよう、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の充実を図るとともに、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、障がいのある子どもの成長に合わせて支援を提供することで、地域支援体制の構築をめざします。

(2) 成果目標

本市の障がい福祉計画及び障がい児福祉計画では国の基本指針に即し、令和5年度末までの成果目標を以下のように設定します。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア) 地域生活移行者の増加

(国の基本指針)

令和元年度末時点における施設入所者数の6%以上が令和5年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。

◆ 市の目標数値 ◆

令和元年度末時点の施設入所者45人のうち、令和5年度末までに3人(6.7%)の地域生活への移行をめざします。

項目	数値
令和元年度末の施設入所者数(A)	45人
【目標値】 地域生活への移行見込者数(A)の6%以上	3人 (6.7%)

イ) 福祉施設入所者の削減

(国の基本指針)

令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

◆ 市の目標数値 ◆

令和元年度末時点の施設入所者45人を、令和5年度末時点には44人と見込み、1人(2.2%)の施設入所者の削減をめざします。

項目	数値
令和元年度末の施設入所者数(A)	45人
令和5年度末の施設入所見込者数	44人
【目標値】 施設入所者削減見込者数(A)の1.6%以上	1人 (2.2%)

② 地域生活支援拠点等の整備

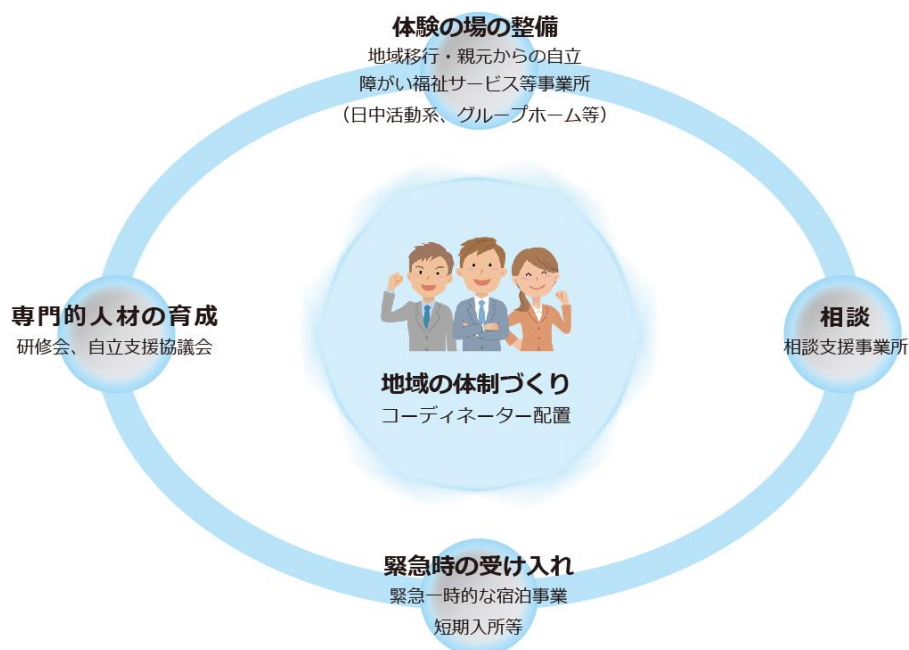
（国の基本指針）

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

◆ 市の目標値 ◆

引き続き、複数の事業所・機関による面的な体制の整備について、津島市障がい者総合支援協議会内地域生活支援拠点等プロジェクトチームにおいて機能の確保に向け検討を進めていきます。

【面的整備型イメージ図】



● 参考 ● 令和5年度末の地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）

令和5年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う本市の精神保健医療福祉体制の基盤整備量は、以下のとおりです。（県作成の推計ワークシートにより算出）

目 標 項 目	令和5年度末
地域移行に伴う基盤整備量（65歳以上利用者数）	7人
地域移行に伴う基盤整備量（65歳未満利用者数）	11人

③ 福祉施設から一般就労への移行等

ア) 一般就労への移行者の増加

(国の基本指針)

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者が、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。そのうち、就労移行支援事業については1.30倍以上、就労継続支援A型事業については概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。

◆ 市の目標数値 ◆

就労移行支援事業や就労継続支援事業の利用促進を図るとともに、障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携し、就労を希望する障がい者が身近な地域で働くことができるように支援します。

項 目	数 値
令和元年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数 (A)	10人
【目標値】 令和5年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行見込者数 (A) の 1.27 倍以上	13人 (1.3倍)
令和元年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数 (B)	7人
【目標値】 令和5年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行見込者数 (B) の 1.30 倍以上	10人 (1.43倍)
令和元年度の就労継続支援 (A型) 事業を通じた一般就労への移行者数 (C)	2人
【目標値】 令和5年度の就労継続支援 (A型) 事業を通じた一般就労への移行見込者数 (C) の 1.26 倍以上	3人 (1.5倍)
令和元年度の就労継続支援 (B型) 事業を通じた一般就労への移行者数 (D)	1人
【目標値】 令和5年度の就労継続支援 (B型) 事業を通じた一般就労への移行見込者数 (D) の 1.23 倍以上	2人 (2倍)

イ) 就労定着支援事業の利用者の増加

(国の基本指針)

就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

◆ 市の目標数値 ◆

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人のうち、7割が就労定着支援事業を利用することをめざします。

項目	数値
【目標値】 令和5年度の一般就労への移行者のうち就労定着支援の利用者	7割

ウ) 就労定着支援事業所の就労定着率の増加

(国の基本指針)

就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

◆ 市の目標数値 ◆

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることをめざします。

項目	数値
【目標値】 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所	7割

④ 障がい児支援の提供体制の整備等

ア) 児童発達支援センターの設置

(国の基本指針)

令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

◆ 市の目標数値 ◆

児童発達支援センターは、障がい児支援を推進する上で大きな役割を担うものと考えますが、公営で設置するには課題もあり、まずは児童発達支援センターの果たす役割を担える連携体制を強化するよう努めていきます。また、民間での設置も含め検討を行い、令和5年度末までに1か所設置をめざします。

イ) 保育所等訪問支援の充実

(国の基本指針)

令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

◆ 市の目標値 ◆

市内に保育所等訪問支援事業所があり、体制は確保されています。事業の利用について、周知を関係機関に行います。

ウ) 主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保

(国の基本指針)

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

◆ 市の目標値 ◆

重症心身障がい児が身近な地域で暮らせるように支援することは重要であると考えます。市内に事業所が確保できることで、移動等の家族の負担を減らすことになるため、引き続き確保に努めます。

エ) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

(国の基本指針)

令和5年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

◆ 市の目標値 ◆

令和元年度に市内事業所の相談支援専門員1人及び市保健師1人コーディネーターの資格を取得し、令和2年度も市内事業所の相談支援専門員1人が研修受講予定であるため、市においてコーディネーターの確保はできています。

平成30年3月に設けた協議の場においてコーディネーターと連携し、より良い体制づくりに努めます。

⑤ 相談支援体制の充実・強化等

（国の基本指針）

令和5年度末までに、市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

◆ 市の目標値 ◆

相談支援体制の充実・強化を行うため、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援事業者の人材育成支援、地域の相談機関との連携強化の取組等を行う「基幹相談支援センター」の設置を令和5年度末までにめざします。

また、相談支援に関して指導的役割を担う人材である「主任相談支援専門員」との連携や、市内相談支援事業所の人材育成として研修会を開催することにより、相談支援体制の強化を図ります。

⑥ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

（国の基本指針）

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

◆ 市の目標値 ◆

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業所が参入している中で、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要であり、その検証を行うことも必要です。

県の研修に市職員が参加すること、また、障がい福祉サービスチェックシステムによる審査結果を分析し、その結果を活用し、関係機関等と共有する体制を確保することに努めます。

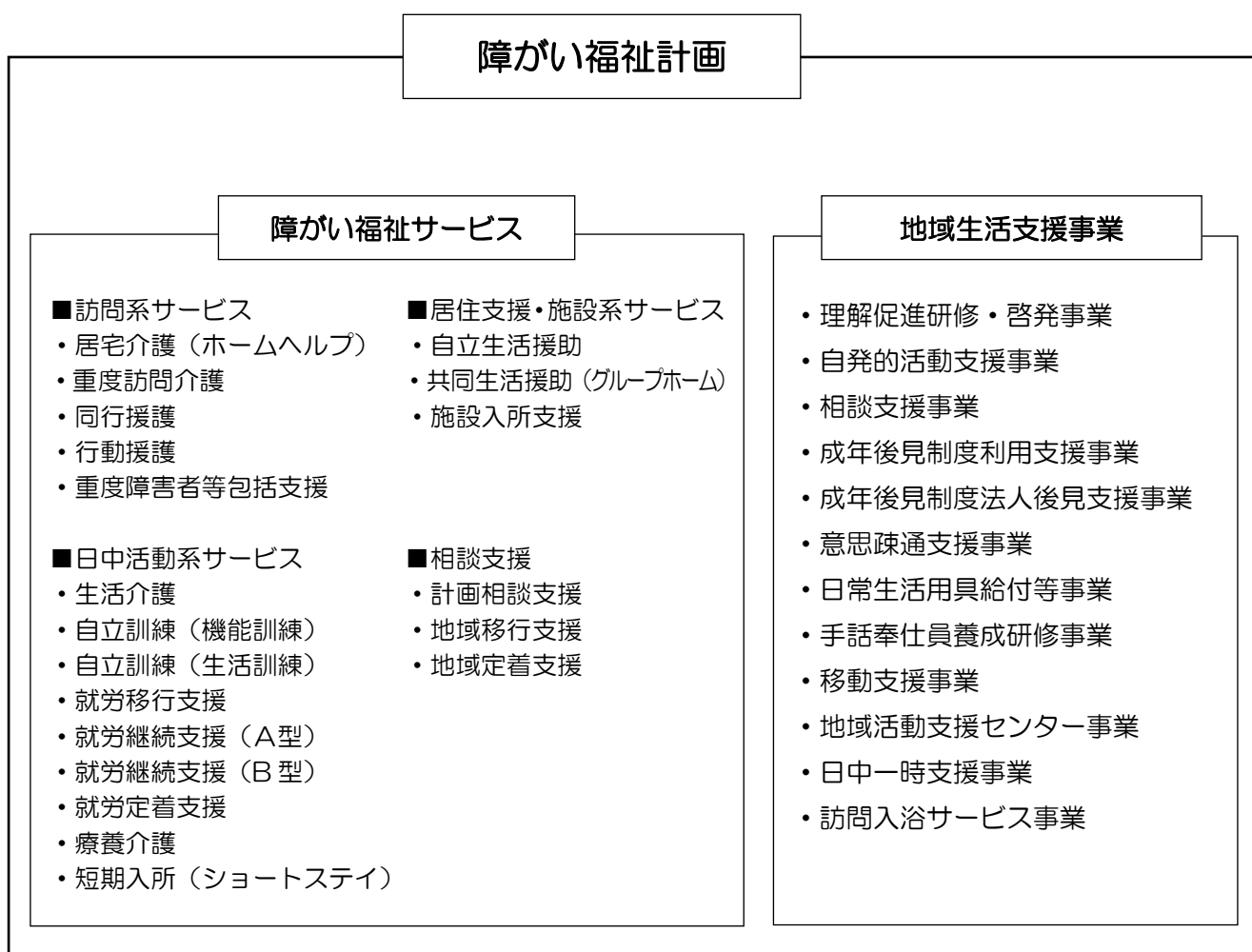
また、障がい福祉サービス事業所等からのニーズが高いテーマについて、市が研修会を開催することで、質の向上をめざします。

3 第6期障がい福祉計画

(1) 障がい福祉サービスの見込量及び確保策

障害者総合支援法によるサービスは、国や県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市の創意工夫により、障がい者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」には、個々の障がい者の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居宅等の状況）を踏まえ、必要な支援の量が支給決定される「障がい福祉サービス」のほか、「相談支援給付」「補装具」「自立支援医療」などがあります。



① 訪問系サービス

訪問系サービスには次の5つのサービスがあります。

サービス種別	実施内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常時介護を必要とする障がい者に対して、入浴・排せつ・食事、外出時の移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がい者が外出するときに、移動に必要な情報や、必要な援護を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しく困難であって、常時介護を必要とする障がい者に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障がい者等に対して、介護の必要度が著しく高い場合に、居宅介護等を包括的に行います。

■サービス見込量（活動指標）

＜算定にあたっての考え方＞

利用実績、利用者数、地域生活への移行後にサービスの利用が見込まれる人の数、平均的な1人当たり利用量、今後の利用意向等を勘案し、利用者数及び量の見込みを算出します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス 計			
利用者数（人／月）	90	98	105
延べ利用時間数（時間／月）	1,714	1,777	1,975
事業所数（箇所）	12	12	12
① 居宅介護（ホームヘルプ）			
利用者数（人／月）	70	75	81
延べ利用時間数（時間／月）	1,165	1,263	1,361
事業所数（箇所）	11	12	12
② 重度訪問介護			
利用者数（人／月）	1	1	2
延べ利用時間数（時間／月）	150	150	250
事業所数（箇所）	11	12	12
③ 同行援護			
利用者数（人／月）	10	11	11
延べ利用時間数（時間／月）	119	131	131
事業所数（箇所）	3	3	3
④ 行動援護			
利用者数（人／月）	9	11	11
延べ利用時間数（時間／月）	190	233	233
事業所数（箇所）	2	2	2
⑤ 重度障害者等包括支援			
利用者数（人／月）	0	0	0
事業所数（箇所）	0	0	0

■見込量確保策

○訪問系サービスは、地域生活を支える重要なサービスであり、入所施設等から地域生活への移行を進めていく中で、量的・質的なニーズが高まることが予想されます。

また、障がいのある一人暮らしの人や、障がい者と高齢者のみの世帯などが増加することでもニーズが高まることが考えられます。利用希望者に対応できる体制整備を事業者へ促します。

○様々な障がい特性に対応するヘルパーを確保するため、各種研修等に関する情報提供を図ります。特に医療的ケア児者や強度行動障がい等に対応できるヘルパーの確保に努めます。

② 日中活動系サービス

日中活動系サービスには次の9つのサービスがあります。

サービス種別	実施内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上の訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上の訓練を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援（A型）	事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。
就労継続支援（B型）	就労の機会や生産活動の機会を提供します（雇用契約は締結しない）。一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業・家族等との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスです。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

■サービス見込量（活動指標）

＜算定にあたっての考え方＞

利用実績、利用者数、地域生活への移行後にサービスの利用が見込まれる人の数、平均的な1人当たり利用量、今後の利用意向等を勘案し、利用者数及び量の見込みを算出します。

ア) 生活介護

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	139	142	145
延べ利用日数（日数／月）	2,740	2,799	2,858
事業所数（箇所）	7	7	7

イ) 自立訓練（機能訓練）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	1	1	2
延べ利用日数（日数／月）	10	10	13
事業所数（箇所）	0	0	0

ウ) 自立訓練（生活訓練）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	4	4	4
延べ利用日数（日数／月）	90	90	90
事業所数（箇所）	0	0	0

エ) 就労移行支援

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	25	30	35
延べ利用日数（日数／月）	431	517	604
事業所数（箇所）	3	3	3

オ) 就労継続支援（A型）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	82	85	88
延べ利用日数（日数／月）	1,713	1,776	1,838
事業所数（箇所）	2	2	3

力) 就労継続支援 (B型)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	122	130	138
延べ利用日数 (日数/月)	2,534	2,781	3,028
事業所数 (箇所)	12	12	12

キ) 就労定着支援

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	8	10	12
事業所数 (箇所)	3	3	3

ク) 療養介護

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	8	9	10
事業所数 (箇所)	0	0	0

ケ) 短期入所 (ショートステイ)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所 (福祉型)			
利用者数 (人/月)	31	34	39
延べ利用日数 (日数/月)	218	232	247
事業所数 (箇所)	8	9	10
短期入所 (医療型)			
利用者数 (人/月)	1	1	2
延べ利用日数 (日数/月)	1	1	2
事業所数 (箇所)	1	1	1

■見込量確保策

○障がい者が安心して地域で自立した生活を営むためには、生活介護や就労支援など日中活動系サービスが不可欠であるため、市外事業所での利用が多いサービスについては、市内事業所の新規参入を促します。

- 障がい者が 65 歳になると、原則介護保険サービスの利用が優先となります。このため、利用する事業所が障がい福祉サービス事業所から介護サービス事業所へ変わることになりますが、事業所に共生型サービスの指定取得を促していくことで、引き続き慣れた事業所を利用できるように努めます。また、共生型になることで、障がい者に対応できる事業所の増加を見込みます。
- 生活介護については、地域移行施策が進む中で利用の増加が見込まれるため、サービス提供体制の整備に努めます。
- 就労移行支援、就労継続支援については、福祉施設から一般就労への重要な支援であるため、量的・質的な事業所の確保に努めます。
- 障がい特性を理解した従業者を確保するため、各種研修等に関する情報提供を図ります。
- 就労定着支援については、障害者就業・生活支援センター等専門機関との連携も視野に入れ、適切な就労支援計画の下、実効性のある就労定着に係る支援を行うよう、提供事業者へ働きかけます。
- 短期入所については、緊急時の対応を含めて十分な受け入れ枠が確保されるよう、提供事業者へ働きかけます。

③ 居住支援・施設系サービス

居住支援・施設系サービスには次の3つのサービスがあります。

サービス種別	実施内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、自立した日常生活を営むための必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	障がい者支援施設に入所し、入浴・排せつ・食事の介護、日常生活上の支援などを行います。

■サービス見込量（活動指標）

<算定にあたっての考え方>

障がい者支援施設やグループホーム等を利用している障がい者で一人暮らしを希望する人の数（自立生活援助）、地域生活への移行後にサービスの利用が見込まれる人の数等を勘案して、利用者数の見込みを算出します。

ア) 自立生活援助

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	1	1	1
事業所数（箇所）	0	0	0

イ) 共同生活援助（グループホーム）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	70	80	89
事業所数（箇所）	9	9	9

ウ) 施設入所支援

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	45	45	44
事業所数（箇所）	2	2	2

■見込量確保策

○自立生活援助については、一人暮らしを希望する人が適切にサービスを利用できるよう引き続き事業の周知に努めます。

○グループホームは、入所施設から地域生活への移行を支える居住の基盤、在宅等から自立して地域で暮らすことを望む人の居住の場、そして「親亡き後」の生活の場と様々な役割を担っています。新規設置等を促すため、県補助金等を周知します。

④ 相談支援

サービス種別	実施内容
計画相談支援	障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がい者に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成し、また、サービス等の利用状況を検証し、計画の見直しを行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保、その他の地域生活へ移行のための活動に関する相談等を行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談支援等を行います。

■サービス見込量（活動指標）

＜算定にあたっての考え方＞

障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案して、利用者数の見込みを算出します。

ア) 計画相談支援

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	145	152	159
事業所数（箇所）	4	4	4

イ) 地域相談支援（地域移行支援）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	1	1	1
事業所数（箇所）	2	2	2

ウ) 地域相談支援（地域定着支援）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	0	1	2
事業所数（箇所）	2	2	2

■見込量確保策

○サービス等利用計画の作成とモニタリングを適切に実施していけるよう相談支援体制の充実を図ります。

○地域移行支援及び地域定着支援については、ニーズが生じた際に、一般相談支援事業所との連携のもと、対象となる人が地域生活に移行できるよう支援します。また、できるだけ多くの方が地域生活に移行できるよう、事業の周知を図ります。

(2) 地域生活支援事業の見込量及び確保策

障がい者が、障がい福祉サービスやその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように市が実施します。

① 理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者への理解を深めるための研修・啓発等を通じて地域住民への働きかけを強化します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有

■見込量確保策

引き続き、障がい福祉サービス事業所等による本庁舎内での販売・展示、その他障がい者が参加するイベント等を行うことで、理解促進及び啓発を図ります。

② 自発的活動支援事業

障がい者やその家族、地域住民等による団体が、地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	有	有	有

■見込量確保策

精神的な病気や疲れがある人（精神障がい者児及びその家族）を対象に、同じ悩みや苦しみを経験した仲間と互いに語り合うことができる交流会を開催します。

③ 相談支援事業

ア) 障害者相談支援事業

障がい者や障がい児の保護者または介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助等を行うことにより、障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	1	1	1

■見込量確保策

引き続き、事業が円滑に行えるよう支援していきます。

イ) 基幹相談支援センター

相談支援事業者との連携を図り、地域の中核的な相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター	無	無	有

■見込量確保策

地域の相談支援の拠点として、基幹相談支援センター業務を行うために必要な体制の検討を行います。

ウ) 基幹相談支援センター等機能強化事業

市の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を基幹相談支援センター等に配置し、相談支援機能の強化を目的としています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	無	無	無

工) 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活の支援を目的としています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅入居等支援事業	無	無	無

④ 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な障がい者が、障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用支援を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	1	1	1

■見込量確保策

成年後見制度利用支援事業を必要とする障がい者の把握に努め、関係機関と連携を図りながら実施します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	無

⑥ 意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、聴覚障がいのため、意思の伝達に支援が必要な人に対して、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業です。手話通訳者設置事業は、手話通訳者を公的機関に設置する事業です。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (実利用見込者数) (人)	5	5	5
手話通訳者設置事業実設置者数 (人)	1	1	1

■見込量確保策

障がい者関係団体との連携により、手話通訳者や要約筆記者を派遣できるよう、きめ細かなサービス提供体制の整備に努めます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

在宅障がい者の日常生活がより円滑になるために、必要に応じて日常生活用具を給付する事業です。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具 (件)	2	2	2
自立生活支援用具 (件)	7	10	11
在宅療養等支援用具 (件)	9	10	10
情報・意思疎通支援用具 (件)	9	9	9
排せつ管理支援用具 (件)	1,942	1,984	2,026
住宅改修費 (件)	3	3	3

■見込量確保策

日常生活用具等の給付を必要とする人に対して、日常生活用具に関する情報の周知を図り、必要に応じた給付を行います。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業の養成講習修了見込者数（登録見込者数）（人）	10	10	10

■見込量確保策

障がい者関係団体との連携により、地域における手話奉仕員の養成を通じて人材の確保に努めます。

⑨ 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等のための外出の際の移動を支援する事業です。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	43	44	45
利用時間数（時間／月）	380	388	396

■見込量確保策

ニーズに応じた適切なサービスを利用できるよう、サービス事業者へ働きかけるとともに、事業所に対し移動介護技術の向上を促し、多様な利用者に応じた移動支援の柔軟な実施とともに供給体制の整備に努めます。

⑩ 地域活動支援センター事業

障がい者に創作活動、生産活動、社会との交流促進などの機会を提供する事業です。

ア) 基礎的事業

利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	38	39	40
延べ利用日数（日数／月）	449	461	473
事業所数（箇所）	14	14	14

イ) 機能強化事業

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行い、地域において雇用・就労が困難な在宅の障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	17	17	17
延べ利用日数（日数／月）	136	136	136
事業所数（箇所）	2	2	2

■見込量確保策

創作的活動または生産活動の機会を通じて、障がい者が社会参加できる場と位置づけ、地域活動支援センターの提供事業者を支援します。

⑪ 日中一時支援事業

家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障がい者などの日中における活動の場を提供する事業です。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	71	74	77
延べ利用日数（日数／年）	8,244	8,592	8,940

■見込量確保策

長時間の利用など、必要な時にサービスが提供できるように支援体制を整備します。

⑫ 訪問入浴サービス事業

自宅において家族だけでは入浴が困難な重度の身体障がい者を対象に、移動入浴車による訪問入浴を行う事業です。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	2	2	2
延べ利用日数（日数／年）	129	129	129

■見込量確保策

身体を清潔に保つことは、介護を必要としている人にとってとても大切なことであり、様々な病気（床ずれ、皮膚病等）の予防、発見に繋がります。自宅で暮らす障がい者の心身状況と生活の質の維持に不可欠な福祉サービスとして継続して事業を実施します。

4 第2期障がい児福祉計画

(1) 障がい児通所支援の見込量及び確保策

障がい児支援には、障がい児通所支援、障がい児相談支援及び障がい児入所支援があり、障がい児通所支援、障がい児相談支援は市町村が、障がい児入所支援は都道府県が実施します。

① 障がい児通所支援

■サービス見込量（活動指標）

<算定にあたっての考え方>

地域における児童数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受け入れ状況、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを算出します。

ア) 児童発達支援

障がいのある未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応のための訓練などを行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	48	45	41
延べ利用日数（日数／月）	271	237	203
事業所数（箇所）	6	6	6

■見込量確保策

障がいの多様化や早期療育の重要性を踏まえ、事業所でのより質の高い訓練や指導が提供できる事業所の確保に努めます。

イ) 医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応のための訓練及び治療を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	1	1	1
延べ利用日数（日数／月）	9	9	9
事業所数（箇所）	0	0	0

■見込量確保策

利用の希望があった場合に速やかにサービス提供につなげられるよう、サービス提供事業所と連携を図り、情報の収集・提供を行います。

ウ) 放課後等デイサービス

就学している障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	160	165	170
延べ利用日数（日数／月）	1,520	1,567	1,615
事業所数（箇所）	10	10	10

■見込量確保策

障がいの特性に応じた支援及び生活能力向上のための訓練ができるよう、また身近な地域で必要なサービスを受けられるよう、対応できるサービス提供事業者の確保に努めます。

工) 保育所等訪問支援

障がいのある子どもが、障がいのない子どもとの集団生活に適應することができるよう、障がいのある子どもの身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて子どもへの「直接支援」と保育所等への「間接支援」を提供します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	1	1	2
延べ利用日数（日数／月）	2	2	4
事業所数（箇所）	1	1	2

■見込量確保策

事業を広く啓発し、地域の障がい児療育体制の支援に努めます。また、事業所の新規参入の働きかけを進め、受け皿の拡大に努めます。

才) 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などの重度の障がい児であって、障がい児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がい児を対象に、居宅へ訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与等の支援を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	1	1	1
延べ利用日数（日数／月）	1	1	1
事業所数（箇所）	0	0	0

■見込量確保策

利用に係る周知を図るとともに、利用には市外の事業所と連携します。

② 障がい児相談支援

障がい児に関する様々な相談に応じ、必要な情報の提供や各機関との調整等を行うとともに、障がい児通所支援を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、障がい児通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	47	47	47
事業所数（箇所）	4	4	4

■見込量確保策

障がい児の療育のために、一人ひとりの状況に応じたサービス支給決定が行われるよう、相談支援事業者、サービス提供事業者等関係機関との連携を図り、相談支援体制の強化に努めます。

（2）障がい児の子ども・子育て支援事業の利用量の見込み

子育て支援施策と保健、医療、福祉、教育等の各種施策が緊密な連携を図りながら、障がい児の子ども・子育て支援事業の利用量を見込み、提供体制を整備していきます。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	人	7	6	5
認定こども園	人	20	20	15
放課後児童健全育成事業	人	5	5	5